繁殖用雌馬	一、一九二、〇〇〇円
育成・肥育馬	一、一九二、〇〇〇円
種豚	七八、〇〇〇円
種雄牛　種雄牛（乳用種に限る。）	一、二一〇、〇〇〇円
種雄牛（肉用種に限る。）	七四三、〇〇〇円
種雄馬	五、一四五、〇〇〇円

別表第二（疾病傷害共済）

区分		金額
乳用牛	搾乳牛及び育成乳用成牛	三八八、七五〇円
	乳用子牛	五六、二五〇円
肉用牛	繁殖用雌牛（特定登録牛に限る。）	六七一、二五〇円
	繁殖用雌牛（特定登録牛を除く。）、繁殖用育成牛及び肉用子牛（肉用種に限る。）	三九〇、〇〇〇円
	肥育用成牛	三八二、五〇〇円
	肉用子牛（肉用種を除く。）	八〇、〇〇〇円
一般馬		一、四九〇、〇〇〇円
種豚		九七、五〇〇円
種雄牛	種雄牛（乳用種に限る。）	一、五一二、五〇〇円
	種雄牛（肉用種に限る。）	九二八、七五〇円
種雄馬		六、四三一、二五〇円

（備考）別表第一及び別表第二の上欄に掲げる家畜の区分の意義は、次に定めるとおりとする。

一　搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬及び育成・肥育馬　規則第百一条第一項第一号から第六号までに規定する搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬及び育成・肥育馬

二　乳用牛、肉用牛及び一般馬　規則第百一条第二項第一号から第三号までに規定する乳用牛、肉用牛及び一般馬

三　特定登録牛　繁殖用雌牛であって、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第三項の家畜登録機関のうち、全国和牛登録協会、日本あか牛登録協会、日本短角種登録協会又は北海道酪農畜産協会のそれぞれ全国和牛登録協会登録規程、日本あか牛登録協会登録規程、日本短角種登録規程又は日本アンガス・ヘレフォード種登録規程により高等登録の証明書の交付を受けているもの

四　育成乳用成牛　出生後第五月の月の末日（規則第四十条第一号の規定により農林水産大臣がその日前の日を定めた地域にあっては、その定められた日。以下同じ。）を経過した乳牛の雌

五　乳用子牛　出生後第五月の月の末日を経過しない乳牛の雌

六　繁殖用育成牛　育成・肥育牛のうち、肥育用成牛以外の出生後第五月の月の末日を経過した牛

七　肉用子牛　育成・肥育牛のうち、出生後第五月の月の末日を経過しない牛

八　肥育用成牛　育成・肥育牛のうち、出生後第五月の月の末日を経過した牛であって、肥育（専ら肉量の増加及び肉質の向上を図ることを目的として飼養することをいう。）の対象となるもの

○農林水産省告示第六百二十四号

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）の施行に伴い、昭和三十二年十二月二十五日農林省告示第千六十六号（農業災害補償法第八十五条の二第一項の農林水産大臣の定める共済事業の規模の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十七日　農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百一条第一項の農林水産大臣の定める基準は、当該農業共済組合についての次の各号に掲げる金額の合計額（以下「前年度共済金額」という。）が、当該農業共済組合の区域をその区域に含む都道府県の区域内に存する全ての農業共済組合及び法第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村の前年度共済金額の合計額を昭和三十三年一月一日において当該都道府県の区域内に存した農業共済組合の数で除して得た額の二分の一に相当する金額以上であることとする。	農業災害補償法（以下「法」という。）第八十五条の二第一項に規定する共済事業の規模の基準は、当該農業共済組合についての次の各号に掲げる金額の合計額（以下「前年度共済金額」という。）が当該農業共済組合の区域をその区域に含む都道府県の区域内に存するすべての組合等（法第十二条第三項の組合等をいう。）の前年度共済金額の合計額を昭和三十三年一月一日において当該都道府県の区域内に存した農業共済組合の数で除して得た額の二分の一に相当する金額以上であることとする。
一　当該農業共済組合が法第百一条第一項の申出（以下「移譲の申出」という。）をする前年産の共済目的に係る農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の共済金額の合計額	一　当該農業共済組合が同法第八十五条の二第一項に規定する申出（以下「移譲の申出」という。）をする前年産の共済目的に係る農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の共済金額の合計額
二～四　（略）	二～四　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百二十五号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十四条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める区分を次のように定める。

平成三十年三月二十七日　農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法第百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して定める区分は、死亡廃用共済に係るものにあっては別表第一、疾病傷害共済に係るものにあっては別表第二に定めるとおりとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。